

吉田藩士西村治太夫家文書について

久住 祐一郎

はじめに

吉田藩士の各家に伝来した歴史資料については、近代以降に豊橋から転出した家があることや、昭和二〇年の豊橋空襲で市街地の多くが焼失したことなどにより、その多くが散逸・滅失してしまったと考えられる。それでも部分的に残った藩政記録・日記・家系図・書状・武道伝書といった歴史資料は、これまでも吉田藩研究のために活用されてきた。当館でも、旧吉田藩士所蔵資料は館蔵資料として欠かせないものとして精力的に収集している。

本稿では、平成三〇年度に古美術店より購入した「吉田藩士西村治太夫家文書」の概要について紹介する。なお、本文書群は昭和九年度から始まった旧豊橋市史編纂事業の過程で調査されており、最後の吉田藩主松平信古の書状七通（目録番号11、14、16、18）が筆写により採集されているが、市史を含む先行研究で活用された例は見られない。

吉田藩士西村家について

吉田藩士西村家は、本姓が菅原、本国が伊賀で、家紋は九曜紋（分家は二重輪に九曜紋）である。近世後期には三家に分かれた。本家は代々家老を務め、吉田藩士のなかでも最上級に位置付けられる重臣であった。本家の初代為正は、元は加賀前田家の重臣山崎長門守長徳に仕えていた。^{〔1〕}その経歴について、吉田藩主松平伊豆守家の主要家臣の伝記を集めた『本藩高士略伝』には次のような記述がある。

旗奉行ハ西村次右衛門為正。八百石。始メ加賀利家侯ノ臣ナリシガ、

言分有テ加州ヲ去り来リ仕へ、後千石ニ至ル。大聖寺合戦ニ敵ノ首ヲ取り、山崎長門守ガ次男勝兵衛尉ガ危カリシヲ扶ケ大功有シ事ハ、本朝三國志ニモ載タリ。

為正が松平伊豆守家の初代信綱に仕えた時期は不明だが、信綱が一万石の大名に列した寛永四年（一六二七）頃と思われる。為正は島原・天草一揆（一六三七〜三八）にも従軍しており、その際に原城内から持ち出したとされる「武将図（出陣図）」は、近代まで西村家に伝わっており、現在は神戸市立博物館が所蔵している。

三代為重から八代為周に至るまでの歴代当主は、全て家老まで出世し、江戸時代後期の石高は七〇〇石であった。屋敷は吉田城三之丸門手前の八丁小路沿いという、家臣屋敷地の中では最も重要な位置にあった。

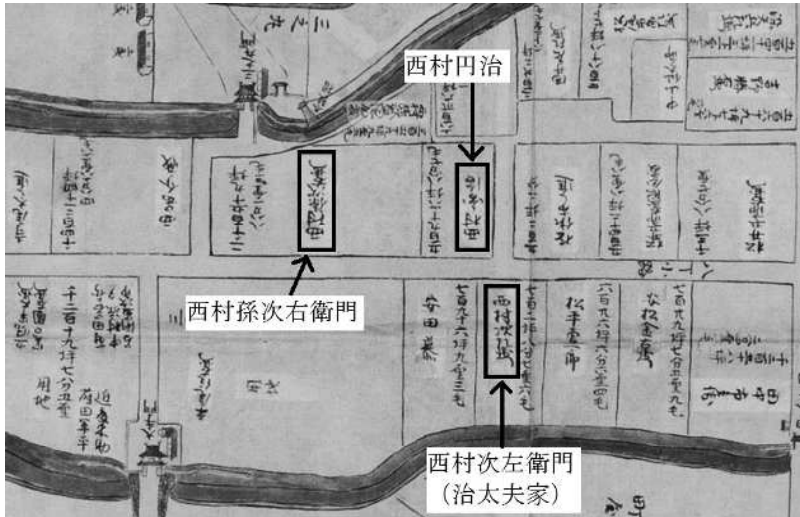
西村家の歴代当主が公私にわたる出来事を記録した日記は、西村家の手を離れたものの断片的に現存しており、吉田藩政を調べる上で欠かせない資料となっている。

本稿で取り扱う西村治太夫家は、本家四代為親の次男浅井為政から始まる分家で、代々治左衛門または治太夫を名乗った（次左衛門・次太夫と表記する場合もある）。

初代為政は西村姓を名乗らず、生涯浅井姓で通した。生母が浅井氏であったためと推測されるが、はっきりとした理由は不明である。為政は元文五年（一七四〇）に本家の知行一〇〇〇石のうち二〇〇石を分知されて分家した。その後は使番・者頭・用人・小姓頭と順調に出世した。妻は吉田藩士岩上九兵衛俊昌の娘である。はじめは吉田に居たが、明和四年（一七六七）に江戸勝手を命じられ、一家で江戸へ転居した。安永五年（一七七六）九月に隠居し、家督と一五〇石を長男為迪に譲り、残り五〇石を次男敏為に分知した（円治家）。

二代為迪は部屋住時代から西村姓を名乗り、家督相続後に使番・者頭・奏者番を務めた。妻は高崎藩士山岡官太景澄の娘喜知である。寛政四年

吉田藩士西村家系図



【図1】吉田城内における西村三家の屋敷位置
 (「吉田藩士屋敷図」弘化2年(1845)頃より)

〔本家〕
 初代 次右衛門
 二代 新七
 三代 孫次右衛門
 四代 庄次郎 次右衛門
 為正 慶安四年九月没 旗奉行
 為重 元和九年生 服部太郎右衛門次男 延宝七年十一月没 家老
 為親 用人・家老

為敬 藏人・為久 享保五年三月没 奏者番
 為隆 庄次郎 次右衛門 襲常・巴陵 享保元年生 宝曆七年七月没 奏者番・用人・家老
 為忠 恭次郎 次右衛門 正就 延享元年生 文化二年六月没 奏者番・用人・家老
 為徳 弥止治 久米之助 孫次右衛門 素山 松井主馬親賢次男 天明三年生 嘉永六年七月没 使番・者頭・家老
 為周 恭次郎・転 次右衛門 峯庵 明治七年九月没 使番・用役・用人・中老・年寄・勝手掛・家老・大参事
 為澹 安政元年生 昭和五年九月没 大河内家令

〔治太夫家〕
 初代 孫次郎 治左衛門 遊貞 安永五年十月没 使番・者頭・用人・小姓頭
 為政
 為迪 祇吉 治太夫 天保六年二月没
 為知 菅太郎・治助 孫四郎・庄作
 為則 安次郎・常之進 治左衛門 要山
 為貞 孫次郎 治太夫
 為貴 太吉 左門
 〔巴治家〕
 初代 治 伴右衛門 近習・馬廻 小名木沢役
 敏為
 為憲 文久三年正月没 中久姓・馬廻
 為泰 馬廻
 〔某家〕
 安永元生 西村為忠養子、後離縁
 同十一年八月没 西村為忠養子
 寛政六年生 同十一年八月没 西村為忠養子
 安三郎・恭次郎 小源太・孫之進
 造酒之進
 安永元年生 旗奉行
 元和九年生 服部太郎右衛門次男 延宝七年十一月没 家老
 用人・家老
 享保元年生 宝曆七年七月没 奏者番・用人・家老
 延享元年生 文化二年六月没 奏者番・用人・家老
 松井主馬親賢次男 天明三年生 嘉永六年七月没 使番・者頭・家老
 菅太郎・治助 孫四郎・庄作
 安次郎・常之進 治左衛門 要山
 孫次郎 治太夫
 太吉 左門
 近習・馬廻 小名木沢役
 文久三年正月没 中久姓・馬廻
 馬廻
 安三郎・恭次郎 小源太・孫之進
 造酒之進
 安永元生 西村為忠養子、後離縁
 同十一年八月没 西村為忠養子
 寛政六年生 同十一年八月没 西村為忠養子

(一七九二)に吉田勝手を命じられたことにより、一家で吉田へ転居した。享和二年(一八〇二)三月に隠居し、同年五月に五一歳で没した。なお、本家六代為忠に跡継ぎがいなかったため、末弟の小源太を養子に出したが、病身のため離縁され、小源太の子造酒之進が為忠の養子となるも六歳で夭逝した。

三代為則は為迪の次男であるが、病身の兄為知が廃嫡されたため跡を継いだ。文化八年(一八一二)に新居者頭となり、新居町へ転居した。後に新居町奉行に転じたが、持病の疝癪が悪化したため、文政三年(一八二〇)に職を辞して小普請入りし、吉田へ転居した。以後は吉田から離れることはなく、屋敷は本家屋敷および円治家屋敷に近い八丁小路に与えられた【図1】。同四年には病が癒えたため鎗奉行を拜命し、その後は勘定奉行・勝手掛・普請奉行・用人・小姓頭を歴任した。その間、知行は二度の加増を受けて一九〇石となった。格式も上昇し、安政三年(一八五六)には中老格に達した。文久元年(一八六一)に隠居し、同三年に七八歳で没した。

四代為貞は、文政六年(一八二三)に近習子供に召し出され、後に用役となった。本家七代為徳の娘幸を娶ったが離縁し、額田郡山中村の舞木八幡宮神主竹尾但馬正頼の娘を後妻に迎えた。父が長命であったため部屋住時代が長く、文久元年に家督を継いだ際はすでに五二歳であった。相続後も用役を務め、その後町郡奉行・勘定奉行・奥年寄を務めた。知行は三〇石加増されて二二〇石となった。明治維新後は治人と改名し、旧藩主大河内家(松平から復姓)に従って東京へ移住した。

五代為貴は、掛川藩士甲賀孫太夫秀孝の三男として生まれた。実弟に幕府海軍で活躍し、明治二年(一八六九)に宮古湾海戦で戦死した甲賀源吾がいる。安政元年十二月に為貞の娘啓と縁組して婿養子となった。明治初年の分限帳には、石高二二〇石で砲隊の砲車司令を務めたことが記されており、この時点で家督を譲られていたことがわかる。

文書の概要

今回購入した資料は全一三三点(文書目録は稿末に掲載)である。四代為貞を中心として西村家の個人的な資料が大半を占め、吉田藩政に関する資料は少ない。内容は次の四つに大別できる。

(一) 藩主関係

老中奉書五通、尾張藩主徳川斉朝書状一通など、藩主宛ての書翰類がある。これらは本来藩主大河内松平家に伝来したものであるが、西村家へ下賜されたと考えられる。

最後の藩主松平信古から四代為貞に宛てた自筆書状が複数ある。特に幕末期に書かれた書状四通には、自身の心情を吐露する内容も含まれており、為貞に対する厚い信頼が垣間見える。

(二) 西村家関係

藩士としての職務に関する資料は、吉田藩主の先祖である源頼政と松平信綱を祀る御霊屋を吉田城内の御花畑へ遷座した際の手続書、松平信古の正室および嫡男亀千代に関する儀式資料がある。

御用召状は、四代為貞宛てのものが十通ある。本文は吉田城二之丸御殿への出頭日時を記すのみだが、裏書に詳細を追記しているものが多く、それをたどることで為貞の経歴が分かる。

領民から提出された書類としては、文久二年(一八六二)に藩主信古が大坂城代として赴任した際に、近江の飛び地の領民が出した礼状二通、吉田城下の町人などが為貞配下の藩士へ提出した借用証文六通がある。

屋敷の間取りや建具などを詳細に記した家帳は、帳崩れの状態ではあるが八丁分が残る。婚姻関係の資料は、為貞が竹尾但馬の娘を後妻に迎えた際の親類書などが三点ある。

(三) 武芸・文芸関係

武道伝書類は、初代為政に関する唯一の資料として弓術の「的串之次第」がある他は、四代為貞と五代為貴が伝授された目録である。為貴宛ての目録は、実家の甲賀家にいた頃のものも含まれる。

文芸資料としては、明治三年（一八七〇）に藩主信古から拝領した熈仁親王の短冊、西村家の当主やその他の藩士が記した詩歌類がある。その他に藩主家の系譜を記した『大河内系譜略記』の写本、手習い用の刊本や近代以降の資料がある。

(四) 藩主絵画

松平信明筆「大黒天図」【図2】は、管見の限り信明自筆とされる絵画資料が他に確認できないため、技術的には稚拙であるものの、貴重な作例である。なお、署名や落款は無く、表装裏墨書に「瑞龍君御筆」（瑞龍は信明の院号）とある。戯れで描いたものを治太夫家の当主が拝領した後に表装したと考えられる。

松平信古筆「三友遐齡図」【図3】は、四代為貞が拝領したもので、明治二年に小野湖山が記した箱書がある。絵画を趣味とした信古の作品は数多く現存しているが、本作は比較的早い時期の作例であるためか立体感が感じられない。画題は正月の縁起物に使われる植物である。題名は箱書に準じたが、通常「歳寒三友」と呼ばれる松・竹・梅ではなく、松・南天・梅が描かれている。

註

- (1) 竹井英文「史料紹介 石川県立図書館所蔵『山崎家士軍功書』」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』四九号、二〇一七年）の中に西村次右衛門の名が見える。本家三代為重の実家である服部太郎右衛門の軍功も記されている。
- (2) 石橋絢彦『回天艦長甲賀源吾伝』甲賀源吾伝刊行会、一九三二年
- (3) 書状の中でシジミの絵を描いた事例は存在する（大河内家文書I-二六三）。



【図2】松平信明筆 大黒天図（目録番号112）



【図3】松平信古筆 三友遐齡図（目録番号113）

資料翻刻

西村治太夫家文書のうち、松平信古書状四通を翻刻し解説する。

凡例

- (一) 改行は適宜改め、便宜上読点・中黒点を付した。
- (二) 漢字は原則として常用漢字に改めたが、そのまま使用したものもある。
- (三) 敬意を表す闕字・平出は一字空けとした。
- (四) 変体仮名は原則として現代平仮名に直したが、左記は漢字として残し、小活字を用いて区別した。
者(は) 江(え) 茂(も) 与(と) 而(て)
- (五) 合字の方(より)は残した。
- (六) 明らかな誤字などは傍註で改めた。ただし複数ある場合は初出時のみ改めた。

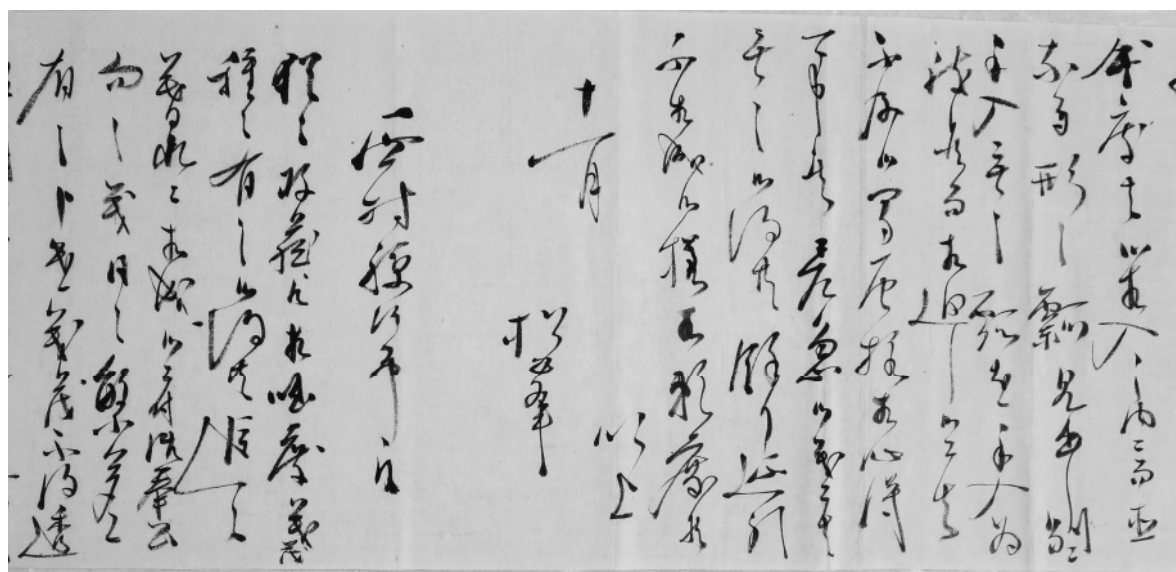
■ 目録番号 11

(安政三年カ) 十一月 松平信古書状

(上書)

西村孫次郎江 松峯 ¹

一書申入候、向寒之節候得共、一同相揃莊健に可有之与目出度存候、
 扱二度目在邑之砌、加藤瀬兵衛宅江奉公致し居男、民間江相戻り百姓
 相続罷在候二付、瀬兵衛小納戸勤役中我等瓢箪相好候様子を右男江相
 咄候処、以前在方に居候節、瓢箪を作候而養方等心得居候趣二而、二
 度目在邑頃自身与し而丹誠いたし、十五六取上候而我等江為見候間、
 早速瓢箪屋江手入江下ケ遣し、色を附、口茂出来候上江大箱申付、小



松平信古書状 [部分] (目録番号 11)

納戸江預置候二付、右之内數十計江戸江相廻し被呉候様致し度候、先日茂廻し呉候瓢不殘同役衆江進物二遣し候処、殊之外珍敷被存、方々より望候者多く、中々先達之二而者不足二候間、又々申遣候事二候、今度者箱入之内二而、直なる形之瓢見出し、別ニ手入無之瓢を手入為致候而相廻し候二者不及候間、左様相心得可申候、差急候義二者無之候得共、余り延引不相成候様相頼度候、以上

十一月

西村孫次郎江

松峯

猶々、改藏江相咄度義種々有之候得共、追々暮れニ相成候二付、御奉向之義日々繁多二有之、申遣義茂不得透候二付、無音打過申候、宜敷右之段咄置候様可被致候、當時者異国沙汰茂大に静謐に相成、老中方茂毎度遠馬ニ而御見分所御廻り等有之、我等義茂參勤後一度大宮辺江罷越、其節平岩を乗り、供馬小坂井を連れ候処、中々以丈夫ニ而用立申候、其表馬者如何可有之哉、出立後之様子聞及茂無之候得共、官八郎之馬者見物いたし候、清須之替りを當時見候而取定候、鹿毛ニ而尾白六才位、青六才、青之方者別而宜敷様相見へ申候、乍去蹤与取定候二而者未無之、余程高直之馬ニ付懸合中ニ而候、寺社奉行之義茂右京亮被仰付、見習者来春被仰付候御様子に相伺居、備前殿等茂左様御内密仰茂候二付、何れ来春之事与氣永に相待勤居候義候、何分板倉周防之評伴宜敷、先當時之賢者与申事故、我等何程尽精力候而茂及兼申候、周防留守中ニ而者外に為差人物無之、當時殿中ニ茂右故同役衆我等を愛し呉候者多く、難有精勤いたし居候、右者荒増申聞候迄ニ而、腹中之義委細難申尽、右等之旨改藏江も逐一密々相咄被置候様相頼候

(1) 松峯：松平信古の雅号。

(2) 加藤瀬兵衛：吉田藩士加藤忠矩。吟味役。五〇俵。

- (3) 同役衆：当時幕府奏者番を務めていた松平信古の同役。
- (4) 改藏：吉田藩士西岡介藏（翠園）。儒者、近習目付。八人扶持。
- (5) 官八郎：吉田藩士倉垣菅八郎長頭。用人。四〇〇石。
- (6) 右京亮：高崎藩主松平輝聰。安政三年九月に寺社奉行就任。
- (7) 備前殿：長岡藩主牧野忠雅。老中。
- (8) 板倉周防：備中松山藩主板倉勝静。奏者番。

〔解説〕本文は瓢箪の話題。信古が同役の幕府奏者番たちへ瓢箪を贈ったところ、評判になったので追加で送ってほしいと依頼している。依頼した瓢箪は、加藤瀬兵衛のもとで奉公していた男が、信古が瓢箪を好むことを聞き、栽培して献上したものである。信古の「二度目左在邑」は嘉永四年七月から翌年七月まで。

猶々書の前半は馬の話題。「平岩」「小坂井」「清須」はそれぞれ馬の名前である。吉田藩では藩領の村名を馬に付けている。後半は幕府内の人事や評判の話題。来年春には信古が寺社奉行見習になるという話になっていた。奏者番たちの中では板倉勝静の評価が抜群に良く、信古自身も板倉には及ばないと判断しているが、同役の中には自分を気に入ってくれている者が多いので、有難く職務に励んでいると知らせている。

■ 目録番号 12 安政四年一月 松平信古書状

(上書)

兵藏^①
孫次郎 江 呉服橋^②

新春之嘉慶目出度申納候、先以一統弥安寧可有之与賀寿之至候、扱小瓢箪並之品ニ而宜敷候二付、十五程も相廻し貫度存候、右者進物等に所々江遣候二付、見計り差贈可申候、此扇子当来合二付笑草ニ遣候、先者右之段為可入申如斯候、以上

正月十三日

松峯

(封筒上書)

宇佐美兵藏
西村孫次郎
江 呉服橋主人

(封筒裏書)

安政四年丁巳正月
御直書

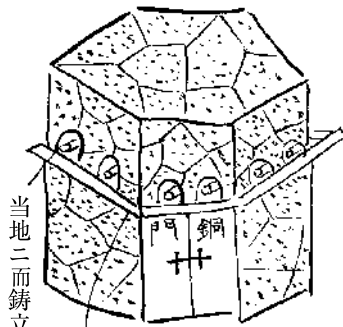
- (1) 兵藏：吉田藩士宇佐美兵藏恒政。勘定奉行兼用役。八〇石。
- (2) 呉服橋：松平信古。呉服橋は吉田藩の上屋敷がある場所。

〔解説〕これも瓢箪を江戸へ送るよう指示した書状。前年十一月の書状から間もないため、前回依頼分を催促しているものか。あるいは余程評判が良く追加で依頼しているとも考えられる。

■ 目録番号 13

(元治元年) 二月 松平信古書状

一筆申入候、和暖之節候得共、其表何れ茂無異珍重存候、此地ニ而者菅谷理左衛門儀永々病氣罷在、未出勤も無之、殊当時者谷町・番場・清水谷等三ヶ所共焼失後、差急普請ニ取掛り居、夫等之義ニ而勝手方手足兼、案ニ困入申候、其外倉垣主鈴も長病ニ而何分歩行六ヶ敷、旧年火災之節、無抛上屋敷江一寸出殿いたし候節逢候俟今に快無之、是又心苦事共存候、其余在番者共先々無難ニ相勤申候間、休意可有之候、当節者 公儀御用向之方者少々者緩ニ候ニ付、聊安堵罷在候、昨年より御城南之手大隊訓練場并槍劔稽古場御手広ニ御出来相成、槍業之方江者辰藏、劔業之方江者大作・孫六・清助・曉助・常次郎等出役世話申付、右ニ付五人者 公用ニ相懸り出精いたし申候、修行人者多き節者千人、少き時者百六十人程、不容易多人数ニ而、尤目立候衆者一向相見得不得申候、乍併追々昇達之衆も有之候、儒者も仲井修治・並河復一・後藤春藏・藤澤昌藏杯申大儒御城入申渡、追而者聖堂取建候内含ニ而夫是配意之事情、御台場築造掛りも被仰付、石而已ニ而不殘築造いたし、



当地ニ而鑄立候筒八十挺

此内ニ井戸有之、人数千人
詰之見込、兵庫江三ツ
西宮江二ツ出来、前代ニ
無之大業之事

此御入用者 御本丸西丸先年御炎上之節上納金未納切ニ不相成居、當時年分六十万両受取候二付、夫ニ而御入用相立候見込ニ而取掛り候処、江戸御役人掛り無之ニ付心悪敷存、彼是申立、御勘定方之者・御目付方之者、毎度六ヶ敷論而已申来困入申候、我等此地江相越、右等之義

天下之御為に目論見心配致し居候事、当年中二者一ヶ所者石塔ホウ成
功相成申候

一深山閑居図 一枚

一鍾馗之図 一枚

右拙画任所望相認、一笑に相贈候

一於其地金魚の玉子を為摺候節相用候河柳之根、自分者小鳥之巢二相用
候二付、為取相廻し可申候、江戸表杯ニ而者河柳之根かもし屋ニ而相整、

毎度村上喜又（7）ニ相頼取寄せ候二付、同人江相談いたし候得者、早速相
分り申候、右河柳之根者浅倉川（8）ニ而毎度見懸申候

一瓢筆之種相廻し可申候、庭江蒔候積

右二品早々可相廻事

二月

伊豆

西邨孫次郎江

（封筒上書）

西邨孫次郎江 大坂

（1）菅谷理左衛門：大坂在番の吉田藩士菅谷久武。勘定奉行。七〇石。

元治元年九月に療養のため吉田へ戻る途中、大津で没した。

（2）三ヶ所共焼失：文久三年十一月に大坂で発生した大火。新町焼け。

（3）倉垣主鈴：大坂在番の吉田藩士倉垣長頭。小姓頭。四〇〇石。

（4）辰蔵：大坂在番の吉田藩士能勢辰蔵正備。近習。七人扶持。

（5）大作・孫六・清助・暁助・常次郎：坂部大作・亀井孫六・酒井省
助・森暁助・佐藤常次郎。いずれも大坂在番の吉田藩士。

（6）仲井修治・並河復一・後藤春蔵・藤澤昌蔵：中井桐園・並河寒泉・
後藤松陰・藤沢東咳。いずれも大坂の儒学者。

（7）村上喜又：江戸詰の吉田藩士村上忠直。小納戸。

（8）浅倉川：朝倉川。吉田城の北側で吉田川（豊川）と合流する。

〔解説〕松平信古は文久二年に大坂城代を拝命し、二五〇名以上の藩士
を引き連れて大坂へ赴任した。この書状では、吉田にいる西村為
貞に向けて大坂の情報を知らせている。菅谷と倉垣の病状を気に
かけており、家臣に対する心配りがうかがえる。

大坂では武術の調練場・稽古場が用意され、講武所を中心とし
た幕臣や諸藩士たちが腕を磨いた。文中には登場しないが、為貞
の養子為貴も大坂に在番し、剣術の稽古に励んでいた。学問の方
でも名だたる儒学者たちを大坂城へ招き、孔子を祀る聖堂を建て
る計画が持ち上がった。

大坂湾の沿岸防備も信古の仕事の一つであり、五か所に図のよ
うな台場建設を目論んでいた。実現には莫大な費用がかかるた
め、江戸城が炎上した際に諸藩へ要求した上納金を当てにしてい
たが、江戸の幕臣からあれこれと難しい話をされて困っているこ
とを吐露している。

信古自筆の絵二枚を為貞へ贈っている。このように藩士や御用
達などへ絵を下賜した例は多くある。

カワヤナギの根は、吉田では金魚に卵を産み付けさせるために
用いるが、信古は小鳥の巢に使うため、大坂へ送るように指示し
ている。江戸では村上喜又が鬘屋（カモシ）から取り寄せていたため、同人
への相談を勧めている。カワヤナギは吉田在城時に朝倉川で見か
けたという。また、合わせて瓢筆の種も依頼しており、ここでも
瓢筆に対する執着がうかがえる。信古の趣味の一つに盆栽があり、
瓢筆も育ててみようと思いついたのである。

一筆申入候、嚴寒之節候処、各無事珍重存候、然者追々月迫いたし、嘸々事多二可有之与察申候、来ル丑正月十四日者神明祭礼有之有之節、⁽¹⁾自分在城中者是非神明小路江祭礼見物所仮建出来、早朝方太神楽呼寄見物致し候先例二而、来春も銀・亀千代在邑中二付、矢張正月十四日神明小路江見物所仮建為致、太神楽呼寄見物為致候方可然与存候、尤産後七十五日不相立穢中二者候得共、自分も御先代様⁽⁴⁾之服中二神明祭礼之節、太神楽見物いたし候例有之二付、右之段申遣候事二候、宜敷取計可申候

一來春自分出府二相成候二付而者、銀・亀千代義も四五頃者出府二可相成、左候得者六月天王祭礼之節、花火見物も出来兼可申間、来春三月頃入道櫓下沖野二而揚火相催可然候、弥差遣⁽⁵⁾も無之候ハ、作兵衛・市十郎等江申付、昼揚夜揚共数本用意為致、町人共江火花沖野辺二而為致可申候、見物所ハ入道櫓可然候、笹々躍も其節巧者江為致可申候、見物之義ハ埋御門方御召船二而川中江為出、船中二而見物可然事、右相濟候ハ、酒五樽・スルメ右二順、赤飯等町人共江為挨拶可遣候、万端作兵衛・市十郎取扱掛り可申付候

一春二至暖氣之節ハ、奥目付・吟味役或ハ村上弥惣兵衛・西村次太夫・船津八郎等之内兩人附添、亀千代義を時習館講訳・武術、三之丸前芝間調練等見物為致、一日置位二家中屋敷前八町小路・神明小路・裏八町・天王小路其外所々、前文四人其外奥目付・吟味役附添為相廻可申、刻限者昼時方夕七時迄之事、附之女中も附添歩行可然候、尤家中廻り之節家来共宅江入事堅無用為べく事

- 一 亀千代江紫円丸折々三ツ位為飲可然候、尤医師江篤与談可用事
- 一 亀千代江折々ニラの汁を為食可申候、右怠慢無之おいて者虫氣無之ニ付、必堅相守可申候
- 一 亀千代江絹布為着候事一切無用之事、ウコン○モメン○為着置可申候、

於歩行之節も同断之着服二而可然候

一 亀千代江菓子類者一切為持不可申候事
一 家中之者馬之稽古或ハ攻馬等之節、亀千代を馬場江連レ行為見可申候
一 銀義も折々三之丸或ハ大手御門外御対客座敷江連レ行、往来之模様見物為致可申候

一 銀・亀千代義一日置位二表之当番扨置、大書院・小書院・クサリノ間等遊歩為致可申候、月二兩三度位水菓子・鹿菓等蒔候而、表奥当番之者江ヒロワセ可申候、右之人用ハ勝手方二而為出可然候
一 春二相成候ハ、岩屋之觀音辺、又ハ西領分境茶屋辺迄、昼後方御出有之可然候

右之条々、甚以手数二而氣毒二者存候得共、宜敷取計貫度事与存候、不相替御用多、無筆不文二而相分兼可申与ハ存候得共、親子之間柄、昼夜暫時も難忘候二付、胸中ニ余り、無拠各江相頼申候、頓首

十二月 伊豆信古

弥惣兵衛との 孫次郎との 八郎との江

(封筒上書)

村上弥惣兵衛
信古御事 西村次太夫 江
船津八郎

- (1) 神明祭礼：城内五社の一つである神明社（現在の安久美神戸神明社）の祭礼。現在は鬼祭として知られる。
- (2) 銀：銀姫。新発田藩主溝口直薄の娘で、松平信古の正室。
- (3) 亀千代：松平信古の嫡男。後の大河内信好。元治元年十一月二日生。母は銀姫。

(4) 御先代様：吉田藩主松平信璋。嘉永二年七月没。

(5) 天王祭礼：城内五社の一つである天王社（現在の吉田神社）の祭礼。現在は豊橋祇園祭として知られる。

(6) 作兵衛・市十郎：吉田城下の御用達。長尾作兵衛（奈良屋、華陽）は本町、中野市十郎は上伝馬町の町人。兩名とも吉田藩から士分の格式と扶持を与えられていた。

(7) 村上弥惣兵衛：吉田藩士村上忠和。用人。二〇〇石。

(8) 船津八郎：吉田藩士船津義昌。奥年寄。六〇石。

〔解説〕元治元年十一月、松平信古は大坂城代の解任が決まり、後任が大坂へ着き次第江戸へ戻ることになった。実際に大坂を出立するのは翌年一月であるため、この書状を書いた時期の信古は政治的に不安定な立場であった。

宛名の三人は村上忠和が用人、西村為貞が用役、船津義昌が奥年寄であり、いずれも奥向きを取りまとめる役職である。

当時吉田城には信古の正室銀姫と、生後一月にも満たない嫡男の亀千代がいた。書状の内容はこの二人に対する気配りで占められており、家族のためにできる限りのことをしてやりたいという信古の想いと、それに振り回される家臣の苦勞がしのばれる。

この書状の注目は、現代に受け継がれている豊橋の代表的な祭礼である神明祭礼（鬼祭）と天王祭礼（祇園祭）について言及されていることである。

神明祭礼では、仮設の見物所を建てて太神楽を見物させるように指示している。銀姫は産穢中であるが、信古自身も先代藩主の服喪中に見物しているので問題ないと判断した。

天王祭礼は花火で有名な祭礼である。時期は六月だが、銀姫と亀千代はそれ以前に江戸へ行かなければならなかった。二人に花火を見せてやりたい信古は、三月頃に吉田城の対岸にある沖野か

ら打上花火を揚げるように注文した。祭礼の花火は本町と上伝馬町が揚げるようになっており、両町の代表に申し渡すこととしている。見物場所は吉田城本丸の北東に建つ入道櫓を指定した。松平信明も入道櫓から花火を見物した事例があり、入道櫓は藩主一族専用の花火見物スポットと言える。祭礼時に舞う笹踊りも上手な者呼んで踊らせ、御召船を出して川から見物させることを勧めている。

祭礼以外では、暖かくなったら亀千代を藩校時習館や家中屋敷を見学させること、「紫円丸」という薬やニラの汁を飲ませること、絹の着物を着せてはならないこと、銀姫を東海道沿いの接待所である「御対客座敷」で往来の様子を見物させることなどを指示している。さらに城内二之丸御殿の表の空間へも二人を連れ出し、菓子撒きをすること、東の岩屋観音や西の茶屋へも足を延ばすことなど、信古の要求は細部に及んだ。

（豊橋市美術博物館学芸員）

吉田藩士西村治太夫家文書目録

番号	表題	年			形態	数量	差出人(著作者)	宛所	備考
		元号	年	月日					
1	〔岡田川筋御鷹狩、西丸渡御につき老中連署奉書〕	(寛文)	2)	10 28	折紙	1	稲葉美濃守正則(判)・阿部豊後守忠秋(判)・酒井雅楽頭忠清(判)	松平甲斐守殿	
2	〔登城召につき老中連署奉書〕			2 27	横切紙	1	土屋相模守・戸田山城守・阿部豊後守・大久保加賀守	松平伊豆守殿	包紙上書「浜松侍従とのへ」 ※本紙と年代合わず
3	〔登坂中吉田城内逗留につき老中奉書〕	(享保)	14)	4 25	折紙	1	戸田山城守忠實(判)	松平伊豆守殿	包紙上書「松平伊豆守とのへ」
4	〔上米廃止、参勤交替を戻すにつき老中奉書〕	(享保)	15)	5 6	折紙	1	酒井讃岐守忠音(判)	松平伊豆守殿	包紙上書「川越侍従とのへ」 ※本紙と年代合わず
5	〔端午の御祝儀献上につき老中奉書〕			5 2	折紙	1	松平能登守兼實(判)	松平伊豆守殿	
6	〔清瀬院殿逝去につき書状〕	(文化)	14)	6 11	折紙	1	尾張中納言齊朝(判)	松平伊豆守殿・土井大炊頭殿・青山下野守殿・酒井若狭守殿	
7	〔包紙「寛保元辛酉年六月廿五日 端午之御内書吉通 同 御奉書吉通」〕				包紙	1			紙背：目録「煎海岸 一箱 松平信濃守」
8	〔日限の知らせにつき書状〕				16 横継紙	1	甲斐守		上書「上ル 甲斐守」、別紙尚々書有り
9	〔在着の知らせにつき書状〕			寅 9	3 横継紙	1	酒井左衛門尉	伊豆守様	上書「伊豆守様 尊机下 酒井左衛門尉 寅九ノ廿六日」
10	〔極内々の依頼につき書状〕				7 横切紙	1		次左衛門江	
11	〔瓢箪江戸へ送付依頼につき書状〕	(安政)	3カ)	11	横継紙	1	松峯(松平信古)	西村孫次郎江	包紙上書「松峯 殿様御手紙」
12	〔小瓢箪送付依頼につき書状〕	(安政)	4	1 13	横継紙	1	呉服橋主人(松平信古)	宇佐美兵衛・西村孫次郎	封筒上書「宇佐美兵衛・西村孫次郎 服橋主人」、封筒裏書「安政四年丁巳正月御直書」
13	〔大坂の様子につき書状〕	(元治)	元)	2	横継紙	1	伊豆(松平信古)	西村孫次郎江	封筒上書「西村孫次郎江 大坂」
14	〔在邑中の賑・亀千代につき書状〕	(元治)	元)	12	横継紙	1	伊豆信古	村上弥惣兵衛・西村次太夫・船津八郎	封筒上書「信古御事 村上弥惣兵衛・西村次太夫・船津八郎江」
15	目録(町人衆より依頼の画四十枚出来につき)	(明治)		春	横継紙	1	松峯(大河内信古)	西村治人先生江	
16	〔華族洋行の勅命につき書状〕	(明治)	4	11	仮綴	1	谷中松峯(大河内信古)		
17	〔会計向井事務取扱の謝金として金貳千足、別段千足贈与につき書付〕	(明治)	8)亥	12 28	横切紙	1	大河内信古	西村治人殿	
18	〔会計向係御世話の謝金として七千足贈与につき書付〕	(明治)		12	横継紙	1	信古	西村治人殿	包紙上書「西村孫次郎江 用事 松峯」 ※本紙とは別の包紙か
19	〔尊父老旧友の者を以て書翰到来につき書状案〕			7	横継紙	1	——再拜	——様	
20	〔年来心掛けの事柄につき書状〕			2 29	横継紙	1			
21	〔詔書之写〕	(文政)	10	2	縦紙	1			端裏書「詔書之写」
22	〔家斉太政大臣宣下につき御三家方并留詰への書付写〕				横継紙	1			上書「將軍家斉公大政大神宣下口宣 御抜書」 嘉永2年12月16日石川作右衛門留写、嘉永7年11月田中士より借写
23	御煤納并節分御豆はやし之留	嘉永	7	11	横半帳	1	西村治太夫		嘉永2年12月16日石川作右衛門留写、嘉永7年11月田中士より借写
24	類政御松林院様御霊屋御花畑江御造営御遷座御手続書	(安政)	3	5 25	堅帳	1	御用懸 西村次太夫		
25-1	亀千代様御宮参御百々日御誓揃御式	(元治)	2	2	堅帳	1	御用人		
25-2	亀千代様御種痘御酒湯被為添候御式	(元治)	2	3	7 堅帳	1	御用役		25-1～25-2を合冊
26	奥様御着城御式	(慶応)	4	4	堅帳	1			
27	〔御用召状(御近習被仰付)〕	(天保)	4	1 10	横切紙	1	松井主馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 松井主馬」
28	〔御用召状〕	(嘉永)	3	1 16	横切紙	1	田中市兵衛	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 田中市兵衛」
29	〔御用召状(御在城中御役料巻人扶持被下置)〕	(安政)	4	9 6	横切紙	1	和田肇・西村次右衛門・深井静馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 和田肇・西村次右衛門・深井静馬」

番号	表題	年代			形態	数量	差出人(著作者)	宛所	備考
		年 元号	年	月日					
30	【御用召状(治太夫隠居・孫次郎家督無相違百九十石被下置、隠居免三人扶持被下置)】	文久	元	8 18	横切紙	1	和田肇・西村次右衛門・深井静馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 和田肇・西村次右衛門・深井静馬」
31	【御用召状】	文久	元	8 27	横切紙	1	西村次右衛門	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 西村次右衛門」
32	【御用召状(御馬掛御厩御用向立会につき金百五拾足被下置)】	文久	元	12 24	横切紙	1	深井静馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 深井静馬」
33	【御用召状(格式御者頭御用役兼御近習目付被仰付、悴左門御中小性被召出、御宛行二人扶持被下置)】	文久	2	1 10	横切紙	1	和田肇・西村次右衛門・深井静馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 和田肇・西村次右衛門・深井静馬」
34	【御用召状】	文久	2	1 14	横切紙	1	和田肇	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 和田肇」
35	【御用召状(先役中御馬掛御厩御用向立会につき金百五拾足被下置)】	文久	2	12 24	横切紙	1	深井静馬	西村孫次郎殿	上書「西村孫次郎殿 深井静馬」
36	【御用召状(勢州御名代被仰付)】	元治	2	1 1	横切紙	1	和田肇	西村治太夫殿	上書「西村治太夫殿 和田肇」
37	【金五両・常信の幅受取、仁斎の掛物御渡しにつき書状】		11	18	横紙	1	肇	孫次郎様	上書「孫次郎様 貴報 肇」 包紙有り※本紙とは別の包紙か
38	【御着代頂戴の御札につき書状】		11	29	横紙	1	村井楽所・同清	西村治太夫様	上書「西村治太夫様 御請 村井楽所・同清」
39	【昼時御迎人依頼につき書状】		12	16	横切紙	1	太田才佐(大田錦城)	秋山庄兵衛様	上書「秋山庄兵衛様 太田才佐」
40	【春の御祝儀につき書状】				折紙	1	ふしの如水	西村お喜知との	上書「西村お喜知との 人々申給へ ふしの如水」
41	【御婚礼御祝儀の御札につき書状】				折紙	1	山岡ぼよ	にし村おきち様	上書「にし村おきち様 御返事 山岡ぼより」
42	さん前葉の方書付				横切紙	1	はよ	おいのどの	包紙上書「さん前葉の方書付 おいのどの 包紙」
43	【御旅中御歴いにつき書状】				折紙	1	はるた・袖崎	河野六右衛門様	上書「河野六右衛門様 参 はるた・袖崎」
44	【此方へ引移り、祝儀万端整いにつき書状】				折紙	1			仮名書き
45	妙法蓮華経如来寿量品第十六				折本	1			40～45を包む
46	【包紙】				包紙	1			包紙上書「請書 嘉永三庚戌九月大徳院殿 二百回忌二付、川越養寿院二而付法事相頼 候節請書」
47	寛(大徳院殿二百回忌法事料請取につき)	嘉永	3	9 10	折紙	1	養寿院別寺(印)	西村治左衛門様	48と49を一纏め 後欠
48	寛(脇差代金受取につき)		丑	12	横紙	1	杉村屋吉助	西村治太夫様	
49	寛(刀装具代金につき)				横切紙	1			
50	寛(鈎差ほか代銀書上)			辰	7	1			
51	【家帳】				堅帳	1			帳崩れ7丁、52と同様
52	【家帳】				堅帳	1			帳崩れ1丁、51と同様
53	【婚姻関係贈物書上】				横紙	1			
54	親類書	天保	12	11	横帳	1	竹尾但馬		
55	御婚嫁御祝儀御式帳				横帳	1			
56	容體書(西村治人の容体書付)	明治	10	7	堅紙	1	医神山彦二(印)		
57	【殿様御登坂につき書状】	文久	2	9 15	折紙	1	五村彦四郎(判)・落合村藤兵衛(判)・八田部村勘左衛門(判)・五村大村彦右衛門(判)	福衛吉様・深権左衛門様・西次左衛門様御侍口中様	「御近習 御刀取者人 御手水盥者人 御給仕者人」の書付がある紙で包む。差出人は近江国東浅井郡の吉田藩領民。
58	【殿様御通行の御御本陣において御目見の御札につき書状】	文久	2	9 21	折紙	1	藪田勘三郎(判)・白井次郎右衛門(判)・藪田勘兵衛(判)	福衛吉様・深権左衛門様・西次左衛門様	

番号	表題	年代			形態	数量	差出人(著作者)	宛所	備考
		年 元号	年 月	日					
59	拝借仕金子之事(無利足にて金五両貳分拝借)	安政	6	7	堅紙	1	下地村借主庄太夫(印)・親類藤左衛門(印)・請人次三郎(印)・五人組嘉助(印)	夏日惣八様御取次	包紙上書「上末七月五両貳分 下地村庄太夫年職」
60	借用申金子之事(要用につき金拾両借用)	文久	元	12	堅紙	1	借主船町彦十(印)・同組合忠太夫(印)・同組頭庄右衛門(印)	御作事 岡本才右衛門	上書「十両 舟町彦十」 奥書:庄屋新兵衛(印)
61	借用申金子之事(御年貢指詰り金五両借用)	文久	2	11	堅紙	1	中柴借主宇吉(印)・同所同人平七(印)・同所庄屋吉重(印)	岡本才右衛門様御取次	包紙上書「証文一 戊十二月より五両 中芝宇吉・平七」
62	借用金証文之事(要用につき金拾両借用)	文久	3	12	堅紙	1	借主談合宮忠藏(印)・同清藏(印)・同小久次郎(印)・同和四郎(印)・同久治郎(印)・請人鍛冶町重吉(印)・談合宮庄屋又三郎(印)	岡本才右衛門様	包紙上書「証文 寺通 十両 亥十二月より談合宮仲間 忠藏組」
63	月済金証文之事(御年貢に差詰まり金三両借用)	文久	3	12	堅紙	1	借主新錢町藤兵衛(印)・組頭嘉兵衛(印)・庄屋安兵衛(印)	岡本才右衛門様御取次	1130の木箱に63・64を入れる
64	借用申金子之事(要用につき金拾五両借用)	元治	元	12	堅紙	1	札木町借主喜兵衛(印)・親類請人仙助(印)・組頭清八郎(印)	岡本才右衛門様御取次	包紙上書「上 札木町 喜兵衛」
65-1	仙石一乱記				横帳	1			65-1~65-2を合冊
65-2	仙石騷動記	天保	6	冬	横帳	1			
66	鳥居甲斐(仮判決文書付)	寛保	3	10	横切紙	1	横兵衛正景(印)	淺井孫次郎殿	追記:安政3年10月 室賀五左衛門正賀(判)→西村左門殿
67	の串之次第	文政	9	10	巻子	1	室賀辺心正(判)	西村孫次郎殿	追記:安政3年10月 室賀五左衛門(正賀:判)→西村左門殿
68	宝蔵院流鑄術目録	文政	9	10	折本	1		西村孫次郎殿	
69	【十文字鎌一巻之書】	天保	8	1	巻子	1	室賀五左衛門正治(判)	西村孫次郎殿	
70	【宝蔵院流鑄術目録】	嘉永	2	12	折本	1	鈴木半平信政(判)	甲賀太吉殿	
71	直心影流究理之巻	嘉永	3		巻子	1	河野三郎右衛門(通徳:判)	甲賀太吉殿	
72	十文字鎌目録	嘉永	3		巻子	1	河野三郎右衛門(通徳:判)	甲賀太吉殿	
73	十文字鎌兵法目録	嘉永	3		折本	1	中沢弥兵衛(定興:印)	西村左門殿	
74	無敵流別伝目録	安政	3	1	折本	1	安松金右衛門安民(判)	西村左門殿	
75	【船宮院流鑄術目録】	安政	6	7	巻子	1	室賀五左衛門(正賀:判)		折本状の鑄術目録断簡をばさむ
76	宝蔵院流免状巻	文久	元	9	巻子	1		西村左門殿	
77	【巻子表紙】				巻子	1			73の表装裂カ
78	【巻子表紙】				巻子	1			72の表紙と同じ
79	【武道目録断簡】				巻子	1			中野此右衛門・松本源兵衛尉
80	【巻子断簡】				巻子	1			奥付部分と軸のみ
81	【包紙】				包紙	1			武道伝書類を包む
82	【詠草書付「閨扇」】				短冊	1	幟仁親王		木箱包紙上書「親王御歌」、木箱包紙貼紙「庚午五月七日頂戴」、木箱上書「一品中務卿宮幟仁親王筆」、包紙有り
83	【詠草書付「仙人の…」】				短冊	1	飛鳥井雅久		裏貼紙「明日香井左兵衛督雅久卿」、82の木箱に入れる
84	【詠草書付「いゝかへり…」】				短冊	1	樋口寿康		裏貼紙「樋口三位寿康卿」、82の木箱に入れる

番号	表題	年代			形態	数量	差出人(著作者)	宛所	備考
		年	月	日					
85	[詠草書付「十五夜」]	享保	15		折紙	1			
86	三夕和歌筆者				折紙	1			
87	奉追慕源三位卿和歌				堅紙	1	平賀敬(深井資敬)		
88	奉追慕源三位卿歌二首				堅紙	1	丹比美石(中山美石)	包紙上書「俚詩 臣西村為進祥」	
89	俚詩(天王賦滅已百五十年矣二月二十八日美陀城之日也 録其從軍為後者置酒干堂延以賜宴応命作)	(天明	8)		堅紙	1	西村為進	包紙上書「俚詩 西村為德揮」 包紙上書「野詩 西村敬之揮」	
90	俚詩(公鷹登榮豊城恭賦奉賀)	文化	3	5	堅紙	1	西村為徳	包紙上書「俚詩 西村為徳揮」	
91	野詩(公鷹登榮豊城恭賦奉賀)	文化	3	5	堅紙	1	西村敬之	包紙上書「野詩 西村敬之揮」	
92	[詠草書付「松間紅葉」]	文化	8	9	11	短冊	1	本庄道豊	裏書「文化八年菊月十一日当座」
93	[詠草書付「君か代ハ…」]	天保	14	4	15	短冊	1	西村為貞	裏貼紙「天保十四卯四月十五日 大殿様御 五十賀御祝二付差上ル」 裏貼紙「栄松院様御一周忌二付差上ル控」 裏書「九」
94	[詠草書付「懐旧」]				短冊	1	西村為貞	裏書「九」	
95	[詠草書付「月前雁」]				短冊	1		92~95を包む	
96	[包紙「年玉 羨具師与七」]				包紙	1			
97	[詠草書付「園をの梅花開しを折て人に送るとて」]				切紙	1			
98	ときわの字の説				横継紙	1		包紙上書「呈上 太郎考 止喜波の字の説 ゆへ」	
99	七拾七才之書	安政	4	7	7	切紙	1	松平基右衛門	包紙上書「進上 七拾七才之書 安政四年 丁巳七月 松平基右衛門」 天保3年まで追記有り
100	大河内系譜略記 全	文化	11	11	堅帳	1	宇佐美友政	漢詩書付(松平信宝筆)を挟む	
101	抄録				堅帳	1	松平信璋		
102	[芝居根本]				堅帳	1	にしむら啓女		
103	源氏御手本				和装本	1		内題:女武勇集巻之下	
104	女武勇集 坤	天保	15	4	和装本	1	皆川惟馨		
105	年中日用 女要文通大全				折本	1			
106	[女大学]				折本	1			
107	現故美画名家集鑿	安政			冊物	1	大島恭	表紙「古今南画集覽」	
108	近衛応山公御自鑄天神尊像記		4	11	巻子	1	玩古 大島孟利	表紙「古今南画集覽」	
109	加藤清正公帆曼荼羅御感得図				大紙	1	京都妙満寺門前 至徳堂	木箱上書「天神尊像記」	
110	静岡縣下遠江國周智郡大居村正一位秋葉神社略図	(明治)			大紙	1			
111	文化の系統を明かにしたる 国史年代図	昭和	6	4	27	折本	1	中島光郷	持主「三年西組 西村てい」
112	[大黒天図]				軸装	1	松平信明	表装裏墨書「瑞龍君御筆」,無款	
113	三友退齡図				軸装	1	松平信古	木箱上書「松峯源公画三友退齡図 西邸氏 環蔵」,小野湖山の箱書有り	